

令和 年

収支計算ノート

氏名

『記帳・帳簿等の保存制度の対象者について』

- 対象となる方
農業所得を申告するすべての方（住民税申告のみを行う方も対象）
- 記帳する内容
売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。
- 帳簿等の保存（帳簿書類の保存期間）

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

《農業経営の概況》

1 家族の状況

家族人員総数 人	農業専従者氏名	専従者給与額
		円
		円
		円

※専従者給与を支払う場合…白色の場合(1)又は(2)のどちらか少ない方

(1) 配偶者上限860,000円、その他親族上限500,000

(2) 収支内訳書⑮の金額÷(事業専従者数+1)

2 田の所有面積・作付面積等の状況

所有面積	借入面積	作付面積	転作面積	貸付面積	共済引受面積
a	a	a	a	a	a

※(1a = 100㎡ = 1畝)、(10a = 1,000㎡ = 1反)、(100a = 10,000㎡ = 1町)

3 畑の耕作状況

作付品目		面積	作付品目		面積
普通畑 (自家用野菜)		a		成木	a
専門 (販売用) 野菜畑		a	果 樹 畑	未成木	a
		a		成木	a
		a		未成木	a
		a		成木	a
		a		未成木	a
		a		成木	a
		a		未成木	a
		a		成木	a
		a		未成木	a

4 畜産

副 業	区分	() 牛	() 豚	
	オス			
	メス			
	未成育			

注 () には肉、繁殖等の区分を記載してください。

②家事消費・事業消費

項 目	数量	単価	金 額
米			円
野菜			円
その他			円

※収穫時の価額の平均額又は販売価額の平均額によって計算することができます。
全く販売していない場合には、市場価格等としてください。

贈答用

項 目	数量	単価	金 額
米			円
野菜			円
その他			円

③雑収入

項 目	月日	金 額	備考（相手方）
米共同計算清算金	/	円	
中山間地域等直接支払交付金	/	円	
歳出金（トウモロコシ代金）	/	円	経営所得安定対策
助成金	/	円	米品質向上対策助成金
受取共済金	/	円	
共済無事戻し金	/	円	
農作業受託料・作業受託収入	/	円	
受取小作料	/	円	
生産検査量	/	円	保有米放射能検査
青果物価格補償金	/	円	
穀類賠償金	/	円	
園芸賠償金	/	円	
	/	円	
	/	円	
	/	円	
	/	円	
	/	円	
	/	円	
	/	円	
合 計		円	

④⑤農産物の棚卸高

品 名	期首（1 / 1 現在）		期末（12 / 31 現在）	
	数量	金 額	数量	金 額
	kg	円	kg	円
	kg	円	kg	円
	kg	円	kg	円
合 計		円		円

⑥雇人費（支払った作業委託料を含む）

住 所	氏 名	従事期間	支払金額	備 考
		～	円	
		～	円	
		～	円	
		～	円	
		～	円	
合 計			円	

※家族への支払いは対象になりません。

⑦小作料・賃借料（農地の借地料、農具等の賃借料、ライスセンター利用料など）

月日	支払先の住所	氏 名	金 額	面積等
/			円	
/			円	
/			円	
/			円	
/			円	
合 計			円	

⑧貸倒金

月日	相 手 方	金 額
/		円

⑨利子割引料

月日	借 入 先	金 額
/		円

償 却 資 産 に 関 す る 内 容

農業の用に供する資産は、購入した年分の必要経費に一括して計上するのではなく、減価償却という方法により、一定の年分に按分して必要経費に計上します。

なお、平成19年3月31日以前に取得した資産と平成19年4月1日以降に取得した資産では、減価償却の方法が異なりますのでご注意ください。

○ 減価償却の計算で使用する各科目の内容及び償却の計算方法

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 (旧定額法)	平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産 (定額法)
① 取得価格	取得した金額	
② 償却の基礎となる金額	① 「取得価格の0.9(90%)」の金額	取得価格
	② 取得価格の95%まで減価償却が終了した年の翌年以降、未償却残高(残りの5%)を5年間にわたって均等償却を行う場合 「取得価格の0.05(5%)」の金額	
耐用年数	次の主な減価償却資産の耐用年数及び償却率表のとおり	
④ 償却率	次の主な減価償却資産の耐用年数及び償却率表のとおり	
⑤ 本年中の償却期間	本年中において農業に使用した月数 ※月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1ヶ月として計算した本年中の償却期間の月数	
⑦ 事業専用割合	農業用と家事用に共用している場合、農業で使用している割合を記入する。	
⑧ 本年分の必要経費算入額	① $\text{②} \times \text{④} \times \text{⑤} \times \text{⑦}$ で計算した金額	$\text{②} \times \text{④} \times \text{⑤} \times \text{⑦}$ で計算した金額 ※未償却残高が1円になるまで償却
	② 取得価格の95%まで減価償却が終了した年の翌年以降、未償却残高(残りの5%)を5年間にわたって均等償却を行う場合 「(取得価格の5%-1円)÷5年」×⑤で計算した金額	

○ 主な減価償却資産の耐用年数及び償却率表

建物

構造・用途	細目	耐用年数	償却率	
			旧定額法	定額法
木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用	22	0.046	0.046
	倉庫用、作業場用	15	0.066	0.067
木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用	20	0.050	0.050
	倉庫用、作業場用	14	0.071	0.072
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用、住宅用	38	0.027	0.027
	倉庫用、作業場用	34	0.030	0.030

車両・運搬具

構造・用途	細目	耐用年数	償却率	
			旧定額法	定額法
一般用のもの	軽自動車・軽トラック	4	0.250	0.250
	普通貨物	5	0.200	0.200
	普通ダンプ式貨物	4	0.250	0.250
	2輪自動車	3	0.333	0.334
	フォークリフト	4	0.250	0.250

農業用償却資産

区分	種類	構造又は用途	例	耐用年数	償却率	
					旧定額法	定額法
構築物	農林業用のもの	コンクリート造・れんが造・石造・ブロック造	用水路、農用井戸、サイロ	17	0.058	0.059
		旧種類	旧細目			
機械及び装置	農業用設備	トラクター	乗用型トラクター	7	0.142	0.143
		耕うん整地用機具	耕うん機、管理機、ローリー、代掻機、うねたて機			
		裁判管理用機具	堆肥散布機、田植機、育苗機、スプリンクラー			
		防除用機具	スプレー、レーヤ、噴霧器、土壌消毒機			
		収穫調整用機具	自脱型コンバイン、バインダー、野菜洗浄機、は種機、籾摺機、乾燥機、コンテナ			
		ライスグレーダー				
		ビニールハウス	※構築物にならないもの			

○ 中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数(その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。)を耐用年数とします。

『算式』

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産 … 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 … 法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8) = 耐用年数

《記載例》

⑩減価償却費の計算 ※令和7年分の計算例です。H19.3.31以前は旧定額法、H19.4.1以降は定額法

減価償却資産の名称	取得年月	取得価額	償却の基礎となる金額	耐用年数	償却率	償却期間	農業専用割合(D)	必要経費算入額	未償却残高(期末残高)
建物(店舗用) (木造・合成樹脂)	H19.2	5,000,000円	4,500,000円	22	0.046	$\frac{12}{12}$	100%	207,000円	1,291,250円

【計算内容】H19.3.31以前取得資産 5,000,000円 × 0.9(90%) × 0.046(旧定額法償却率) × 12/12 × 100% = 207,000

ビニールハウス	R2.4	700,000円	700,000円	7	0.143	$\frac{12}{12}$	100%	100,100円	124,425円
---------	------	----------	----------	---	-------	-----------------	------	----------	----------

【計算内容】H19.4.1以後取得資産 700,000円 × 0.143(定額法償却率) × 12/12 × 100% = 100,100

トラクター	R6.3	2,100,000円	2,100,000円	7	0.143	$\frac{10}{12}$	100%	250,250円	1,549,450円
-------	------	------------	------------	---	-------	-----------------	------	----------	------------

【計算内容】H19.4.1以降取得資産 2,100,000円 × 0.143(定額法償却率) × 10/12 × 100% = 250,250

田植機 (中古取得)	R7.4	1,000,000円	1,000,000円	2	0.500	$\frac{9}{12}$	100%	375,000円	625,000円
---------------	------	------------	------------	---	-------	----------------	------	----------	----------

耐用年数が7年を経過している田植機を取得した場合の耐用年数は… 7年 × 0.2 = 1.4年 ← 2年未満のため2年

田植機 (中古取得)	R7.4	1,000,000円	1,000,000円	4	0.250	$\frac{9}{12}$	100%	187,500円	812,500円
---------------	------	------------	------------	---	-------	----------------	------	----------	----------

耐用年数が3年を経過している田植機を取得した場合の耐用年数は… 7年 - (3年 × 0.8) = 4.6年 ← 端数が出たため切り捨て4年

コンバイン (均等償却)	H19.3	3,200,000円	160,000円	7	-	$\frac{-}{12}$	100%	0円	1円
-----------------	-------	------------	----------	---	---	----------------	------	----	----

【均等償却に係る計算例】

H19.3.31以前の減価償却資産については、取得価格の95%まで減価償却するため、未償却残高が5%残ります。未償却残高を償却が終了した翌年から5年間にわたって、均等償却することとなります。

例…平成19年3月に取得したコンバインは耐用年数が5年です。よって、平成25年分で減価償却は終了し、未償却残高が160,000円が残ります。平成26年分から未償却残高を5年間償却します。

・ 計算式

(未償却残高 160,000円 - 1円) ÷ 5 = 31,999.8円 → 小数点以下切り上げ 32,000円 となります。

※平成30年分で5年を経過しているため、令和元年以降分の必要経費算入額は、0円となります。

一括償却資産 ※取得価格10万以上20万未満	R7.5	180,000円	-円	-	1/3	$\frac{-}{12}$	100%	60,000円	120,000円
---------------------------	------	----------	----	---	-----	----------------	------	---------	----------

【一括償却資産の計算内容】

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、使用開始の年以降3年間にわたって取得価額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

記載例は、「噴霧器」を令和7年5月に180,000円で取得し、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合を示しています。

合	計							⑩ 1,179,850円	
---	---	--	--	--	--	--	--	--------------	--

イ. 租税公課

○固定資産税（農業に係る分のみ）

項目	①課税標準額	②税率	③税額	④農業割合	必要経費
	※固定資産税納税通知書に書いてあります	1.40%	①×②	%	③×④
田	円				円
畑	円				円
宅地	円				円
作業所	円				円
	円				円
合計					円

○自動車税

項目	①税額	②農業割合 %	必要経費 ①×②	備考
軽トラック	円		円	
田植機	円		円	
トラクター	円		円	
	円		円	
	円		円	
	円		円	
合計			円	

○水利費、組合費など

月日	項目	金額	支払先	備考
/		円		
/		円		
/		円		
/		円		
合計		円		

租税公課の合計

円

口. 種苗費

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

八. 素畜費

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

二. 肥料費

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

ホ. 飼料費

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

ヘ. 農具費（10万円未満のものを記入）

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

ト. 農薬衛生費

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

チ. 諸材料費

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

リ. 修繕費

月日	内 容	金 額	購入先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

※修繕費…

固定資産について支出する費用は、①維持費、②補修費、③改造費、④増設費に区分される。①の維持費は修繕費に該当するが、②、③、④については修繕の範囲を超え、資産の使用期間が延長されたり、その価値を増加させる資本的支出の性質を含んでいる。修繕費はその年の必要経費となるが、資本的支出については減価償却費とすることになる。

<小額な改造費用を修繕費とできる場合>

- ①修理、改良等に要した金額が20万円未満の場合。
- ②修理、改良等がおおむね3年以内の周期で定期的に行われているものである場合

<区分が困難な場合に修繕費とできる場合>

- ①費用の額が60万円に満たない場合
- ②費用の額がその資産の取得価格の10%以下である場合

又. 動力光熱費

	水道料	電気料 (動力)	電気料 (一般)	灯油	軽油	ガソリン	備考
1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
合計							
農業割合 (%)							
必要経費							
合計							

ル. 作業衣料費

月日	内 容	金 額	購入先
／		円	
／		円	
／		円	
／		円	
／		円	
合 計		円	

ヲ. 農業共済掛金（自宅の火災保険、生命保険は除く）

種 類	支払先	金 額	農業割合 %	必要経費算入
水稲		円		円
野菜		円		円
自動車共済		円		円
建物更正共済		円		円
		円		円
合 計				円

ワ. 荷造運賃手数料

月日	内 容	金 額	支払先
／		円	
／		円	
／		円	
／		円	
／		円	
合 計		円	

カ. 土地改良費

月日	内 容	金 額	支払先
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

その他の経費（ヨ.タ.レ.ソの欄に適宜、名称を付けて記入してください。）

月日	内 容	金 額	支払先
/	図書費（家の光・農業新聞等）	円	
/	J A マネージメント料	円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

ツ. 雑費

月日	内 容	金 額	支払先
/	中山間地域等直接支払交付金	円	
/	転作委託料	円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
/		円	
合 計		円	

ネ.ナ. 農産物以外の棚卸高

品 名	期首（1 / 1 現在）		期末（1 2 / 3 1 現在）	
	数量	金 額	数量	金 額
	kg	円	kg	円
	kg	円	kg	円
	kg	円	kg	円
	kg	円	kg	円
	kg	円	kg	円
合 計		円		円

メモ

農業所得（収支内訳書）の記入例

項目	番号	内容	チェック項目
販売金額	2ページ	① 1年間分の売上を記入します。 代金を受け取っていない場合でも、今年中に販売したものについては、すべて売上に含めます。	家族の名前で出荷している野菜類も含まれていますか。（農業申告は世帯で一つです。） JA以外の売上も適正に計上されていますか。（直販、庭先販売） 加工用米やくず米も売り上げ金額に含めてありますか。
家事消費・事業消費金額	3ページ	② 家で消費した分と、親戚などに贈答した分などを記入します。 農地を借りた借地料を米で支払った場合なども金額に換算し含めます。 （その分は経費として小作料に含めて構いません。）	保有米や自家用野菜は、適正な金額で計上されていますか。 親戚などに贈答した分も含めてありますか。
雑収入	3ページ	③ 米共同計算清算金、米追加払い金、転作委託料、米政策補填稲得補てん金、産地づくり交付金、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策交付金、DF・RC利用助成金、農地貸付に伴う収入、農作業の委託収入、利用高配当金、農作物に対する各種共済金、補償金の収入、水稲無事基金、原発関連賠償金などについて記入します。	原発事故に対して支払われる賠償金（営業損害の減収分・検査費用）も含まれていますか。（収入時期…原則、賠償金支払の合意書を東電に送付し合意が成立した時点）
期首・期末棚卸高	3ページ	④⑤ 期首（1月1日）と期末（12月31日）の農産物の在庫数量について金額に換算し計上します。 期末（12月31日）の棚卸高はそのまま翌年の期首（1月1日）棚卸高となります。	米などの穀物以外の農産物で数量がわずかなものは、省略しても構いません。
雇人費	4ページ	⑥ 作業を頼んだ人に対する支払賃金がある時に記入します。 ※同一世帯内の家族への支払は対象となりません。⇒専従者控除となります。	内訳を収支計算ノートの4ページに記入してください。
小作料・賃借料	4ページ	⑦ 農作業を委託し、代金を支払った時に記入します。（領収書をもって保管します。） 農業用の土地や機械の賃借、リースセンターの使用料なども記入します。 小作料…小作地（農地の賃借料）など、賃借料…農地以外の土地建物の賃借料、農機具の賃借料など、賃耕料…個人間での農作業の委託料、JA共同施設借上代（GE利用料）など	内訳を収支計算ノートの4ページに記入してください。
貸倒金	4ページ	⑧ 売掛金などの事業上の債権で取り立て不能となった金額があれば記入します。	
利子割引料	4ページ	⑨ 事業用資金の借入金の支払利子、受取手形の割引料 農業のために借り入れた資金（農地の取得資金や農業機械の購入資金を借り入れた場合など）の支払利息を記入します。	返済部分は含まれていませんか。支払った利息のみを記入してください。
減価償却費	5～7ページ	⑩ 農業用の機械や車両、倉庫などについて計算します。 新規購入（中古も含む）や売却（下取り）の場合は計算が変わりますので税務課へお尋ね下さい。 取得価格が10万円以上20万円未満のものについては、3年で均等に償却する「一括償却」でも構いません。	事業割合は適正ですか。 処分があった場合、その代金の受領がありますか。 （下取りがある場合は総合譲渡所得となります。）
租税公課	8ページ	イ 田畑、作業所等の固定資産税、軽トラック・トラクター等の自動車税、水利費、組合費など、 農業にかかる経費を記入します。 固定資産税は、4月中旬に送付の「固定資産税額通知書」の中に同封されていた「固定資産税課税明細書」の中の、「課税標準金額」×1.4%で記入します。	住民税や国保税は除かれていますか。（国保税は社会保険料として別に計算します。） 自動車税など農業以外でも使用しているものについては、事業割合で按分してください。
種苗費	9ページ	ロ 種もみ、苗類の購入費を記入します。	
素畜費	9ページ	ハ 子牛、子豚、雛などの取得費及び種付料。	
肥料費	9ページ	ニ 肥料の購入費を記入します。	
飼料費	10ページ	ホ 飼料の購入費用を記入します。	
農具費	10ページ	ヘ 使用期間が1年未満か、取得価格が10万円未満の農具を購入したときに記入します。	取得価格10万円以上の場合は、減価償却費へ計上します。
農業衛生費	10ページ	ト 農業の購入費や共同防除の負担金を記入します。	
諸材料費	11ページ	チ ビニール、シート、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料を購入したときに記入します。	
修繕費	11ページ	リ 農機具、トラクターや軽トラなどの農耕用車両、農業施設などの修理にかかった費用を記入します。倉庫など、大規模な修繕の場合は、資産の価値を高める観点から減価償却費となります。	車両の車検代も含めて構いませんが、事業割合で按分してください。 共済などで補てんされる分があれば、その分は差し引いてください。
動力光熱費	12ページ	ヌ 農業で使用した分の電気料、水道料、灯油、ガソリン、軽油、オイルなどの燃料費を記入します。	日常と比較し、適正な金額を計上するか、できない場合は事業割合で按分してください。
作業用衣料費	13ページ	ル 作業服、長靴、軍手、帽子、地下足袋などの購入費を記入します。	
農業共済掛金	13ページ	ヲ 水稲、果樹、畜産などに係る農業共済掛金を記入します。 建物、車両などに係る共済掛金（損害保険料）を記入します。	自宅の火災保険料や生命保険料が含まれていませんか。（別に計上します。） 居宅、自家用車などの事業用資産以外の掛金は経費になりません。
荷造運賃手数料	13ページ	ヅ 農協や市場に支払う出荷手数料や、包装費用、運賃、仲介に支払う手数料などを記入します。	
土地改良費	14ページ	カ 土地改良事業の費用や客土費用を記入します。 （会津北部土地改良区・雄国山麓土地改良区など）	雄国土地改良区の国営償還金賦課金については、「賦課金＝経費計上額」ではありません。
雑費	14ページ	ツ 農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費を記入します。 （消耗品費、通信費等、図書費（家の光・農業新聞）等）	
期首・期末棚卸高（農産物以外）	15ページ	ネ ナ 農産物以外の期首（1月1日）と期末（12月31日）の在庫数量について金額を計上します。 期末（12月31日）の棚卸高はそのまま翌年の期首（1月1日）棚卸高となります。	毎年、同じくらい繰り越す資材などは、省略して構いません。
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	16ページ	ラ 成熟するまでに収益をあげることができないことから、育成費用として計上します。	販売用の牛馬は除きます。